

千葉県放射性物質対策推進連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 県内の核燃料物質使用事業所における放射性物質の総合的な防災対策の円滑な推進を図るため、千葉県放射性物質対策推進連絡協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 関係機関との連絡調整及び情報の共有化に関する事項
- (2) その他協議会の目的達成のために必要な事項

(構成)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる職にあたる者をもって構成する。

2 前項に掲げる者のほか、会長が必要と認める者を委員とすることができる。

3 協議会の会長は、千葉県防災危機管理部危機管理課長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 協議会は、必要に応じ会長が招集し、会議を主催する。

2 委員は会長に対し、協議会の開催を求めることができる。

3 会長は、必要に応じて、委員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、千葉県防災危機管理部危機管理課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り、定めることができる。

附 則

この要綱は、平成15年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

別表

機 関 名	職 名
千葉県	防災危機管理部危機管理課長
千葉市	総務局危機管理課長
茂原市	総務部総務課長
袖ヶ浦市	総務部危機管理課長
白井市	市民経済部市民安全課長
山武市	総務部消防防災課長
市川市	危機管理室危機管理課長
市原市	総務部防災課長
我孫子市	市民生活部市民安全課長
千葉市消防局	警防部警防課長
袖ヶ浦市消防本部	総務課長
長生郡市広域市町村圏組合消防本部	警防課長
山武郡市広域行政組合消防本部	警防課長
印西地区消防組合消防本部	警防課長
市川市消防局	警防課長
市原市消防局	警防救急課長
我孫子市消防本部	警防課長
(財) 日本分析センター	放射能分析業務部総括グループリーダー
独立行政法人放射線医学総合研究所	安全・施設部放射線安全課長
(株) ジャパンディスプレイイースト	人事総務部総務課長
住友化学(株)千葉工場	環境・安全部第二環境保安課長
日本メジフィジックス(株)千葉工場	環境技術グループ アシスタント・マネージャー
(株) 藤井製作所千葉工場	技術部長
富士フィルム RI ファーマ(株)千葉事業所	管理部環境管理グループ長
住友金属鉱山(株)技術本部市川研究所	総務課長
JNC石油化学(株)市原製造所	環境安全品質部長
(財) 電力中央研究所我孫子地区	我孫子運営センター スタッフ上席